

サポート内容と費用

遺言の作成 51,000円～

□ 遺言の作成費用

(1) 着手金の金額は、下記の表に基づき算出された金額とする。

①基本料金	5万円
②不動産（1件ごとに）	1000円
③預貯金口座（1口座ごとに）	1000円
④有価証券（1銘柄ごとに）	1000円
⑤その他の財産（1個につき）	1000円
⑥証人費用及び日当（証人2名分）（※1）	2万円
⑦保管費用（※2）	1万円
⑧文案の推敲を要する場合（※3）	5万円

（※1）公正証書遺言の場合に必要なになります。

（※2）自筆証書遺言で、かつ、希望する方のみ必要です。

（※3）全財産を1名に相続させる旨の遺言の場合ではない場合
例：配偶者居住権の設定、清算型遺贈など

(2) 上記(1)の金額が、15万円を超える場合には、15万円とする。

遺言執行 40,000円～

□ 遺言執行の費用

□ 着手金の金額は、別表に基づき算出された金額とする。

□ 遺産執行業務の報酬金の額、別表に基づき算出された金額とする。

※ 遺言執行者になると、遺言に関する訴訟の当事者になるため、当事務所は原則として、遺言執行者にはなりません。
もっとも、当事務所に遺言執行をご希望の場合には、詳細をお伝えしますので、当事務所までお問い合わせください。